

平成 25 年 9 月 30 日
入札監理小委員会

発注者支援業務等における事業譲渡に関する主な論点と今後の対応について（説明資料）（概要）

1. 議論の経過

国土交通省に対し、道路、河川・ダム、都市公園における発注者支援業務等の事業譲渡に関する対応について、以下の入札監理小委員会において、ヒアリングを実施。

- 1) 第 267 回入札監理小委員会〈平成 25 年 6 月 28 日（金）〉（公開）
- 2) 第 268 回入札監理小委員会〈平成 25 年 7 月 12 日（金）〉（非公開）
- 3) 第 270 回入札監理小委員会〈平成 25 年 7 月 30 日（火）〉（非公開）
- 4) 第 281 回入札監理小委員会〈平成 25 年 9 月 20 日（金）〉（公開）

2. 議論のポイント

これまでの議論における主な論点とその対応等は、以下のとおり。

主な論点		事実関係の整理、指摘を踏まえた対応等
事業譲渡を実施する目的等	① 発注者支援業務等についての旧建設弘済会等から民間事業者等に対する事業譲渡（以下「事業譲渡」という。）は、なぜ、行われることになったのか。 また、事業譲渡においては、どのような点が重視されているのか。	「政府関連公益法人の徹底的な見直し」（平成 21 年 12 月 25 日閣議決定）等を受け、民間による競争を促進すること及び公益法人改革の観点から、 <u>国土交通大臣は、建設弘済会等に対して、発注者支援業務等からの計画的撤退を要請。</u> 撤退に必要な事業譲渡に関する考え方については、国土交通省内の検討チームが、 <u>外部有識者の助言を得ながら、①当該業務に関するノウハウをできる限り民間事業者に継承、②職員の雇用を確保するという観点から整理。</u> 事業譲渡においては、 <u>外部有識者からなる第三者委員会を活用しつつ譲受先を選定。従前と同様の実施体制、業務品質が十分に確保されており、経費についても事業譲渡前後で何ら変更はない。</u>
	② 事業譲渡が市場に与える影響について、国土交通省はどのように考えているか。	旧建設弘済会等の事業撤退と市場化テストにより、民間事業者のみの適正な競争環境が醸成されと考えている。 <u>国土交通省は、計画的撤退がバランスのとれた進捗となるように、第三者委員会を含む旧建設弘済会等に対し、モニタリング及び助言を行うとともに、適正な競争環境を維持するための取組を継続。</u>
公サ法に関する事項	③ 平成 24 年度の事業譲渡については、公共サービス改革法（以下「公サ法」という。）第 21 条の契約変更に該当することから、監理委員会の議を経る必要があったのではないか。	<u>国土交通省は、事業譲渡は契約上の地位の移転であることから、公サ法上の契約変更に該当すると認識しておらず、省内における所定の手続のみを実施。</u> 事業譲渡に関する事項をあらかじめ実施要項に示しておく必要があった。
	④ 今後、事業譲渡を実施していく案件について、公共サービスの質の維持向上及び経費削減並びに透明性、公正性及び競争性確保の観点を踏まえ、公サ法にどのように対応していくのか。	今後の契約については、譲受者選定、品質確保の基準、暴力団排除の手続等を実施要項に追記し、 <u>監理委員会の議を経る。</u> 既に契約済みの事業については、同趣旨の通知を作成し、 <u>監理委員会の了承を得て発出。</u> ※ 譲受者選定については、外部有識者からなる第三者委員会を活用することを明記。 <u>国土交通省は、譲受者選定が適切に行われるようモニタリング及び助言を行うとともに、技術者及び業務履行体制を審査。</u> なお、暴力団排除の手続きについては、事業譲渡に当たって、民間競争入札を行う場合と同様に実施。

平成 25 年 9 月 30 日
入札監理小委員会

発注者支援業務等における事業譲渡に関する主な論点と今後の対応について（説明資料）

国土交通省に対し、道路、河川・ダム、都市公園における発注者支援業務等の事業譲渡に関する対応について、ヒアリングを実施。（資料 6－1 1. 議論の経過）

1. 事業譲渡の目的、ポイント等（資料 6－1 2. 議論のポイント 主な論点①）

発注者支援業務等についての旧建設弘済会等から民間事業者等に対する事業譲渡（以下「事業譲渡」という。）が行われることになった理由、事業譲渡において重視した点等について、国土交通省に対して確認を行い、以下の事実が確認された。

- 1) 「政府関連公益法人の徹底的な見直し」（平成 21 年 12 月閣議決定）や行政刷新会議の事業仕分け（平成 22 年 5 月）を受け、国土交通大臣は、平成 22 年 7 月、民間による競争の促進と公益法人改革の観点から、全て民間事業者から調達することを目指し、発注者支援業務等からの計画的撤退を建設弘済会等に要請したところ。
- 2) さらに、国土交通省は、副大臣をリーダーとする検討チームを設置し、弁護士、公認会計士等の外部有識者の助言を得ながら、撤退に必要な事業譲渡手法等の課題について、ノウハウの継承と職員の雇用の確保を図るという観点から、検討¹・とりまとめた（平成 23 年 3 月）。それに基づき、建設弘済会等は総会において、同業務からの計画的撤退を受け入れた（平成 23 年 5 月以降）。
- 3) 平成 24 年度には東北建設協会の受託業務のうち 30 業務が 4 者の民間事業者に譲渡され、今後も旧建設弘済会等（平成 25 年 4 月から 8 月にかけて、一般社団法人に移行）が受託している業務は、民間事業者等に譲渡される予定である。
- 4) なお、平成 24 年度に実施された事業譲渡については、従前と同等の実施体制が確保され、経費も当初契約額から変更のないものであり、譲受者については外部有識者からなる第三者委員会を活用して選定されていた。

2. 事業譲渡が市場に与える影響等（資料 6－1 2. 議論のポイント 主な論点②）

発注者支援業務等における旧建設弘済会等の受注割合については、平成 24 年度契約件数ベースで約 5 割（JV を含む）となっており、依然、一定割合を受注している状況を踏まえ、事業譲渡が市場に与える影響について、国土交通省の考え方を以下のとおり確認した。

○ 計画的撤退において、バランスのとれた進捗となっているかを確認する観点から、

¹ 検討結果については、『「建設弘済会等に係る事業譲渡手法等の課題検討チーム」整理とりまとめ』として公表し、地方整備局を通じて建設弘済会等に周知している。なお、この内容は、対象公共サービスの質の維持向上、経費の削減を図るという公共サービス改革法の趣旨と矛盾していない。

地域特性を考慮した譲渡方法が適切に選定されるよう第三者委員会を含む旧建設弘済会等に対し、国土交通省は、モニタリング及び助言を行うとともに、民間競争入札を実施する上で、適宜発注形態を見直すなど、当該業務の適正な競争環境を維持するための取組を継続して実施する。

3. 公共サービス改革法における契約変更に係る取扱いについて

(資料6-1 2. 議論のポイント 主な論点③)

法第21条は、対象公共サービスを改善する場合、やむを得ない事由がある場合等、当初契約時にあらかじめ想定していない事象への対応において、監理委員会の議を経て、契約変更を行うことができると規定している。これは、競争入札を通じ、手続の透明性、中立性及び公正性が確保され、対象公共サービスの質の維持向上及び経費の削減を実現する上で最も優れた内容で実施されることとなった事業内容等について、安易な契約変更を抑制し、法の趣旨を損なわないようにするものである。

一方、あらかじめ実施要項に契約変更の事由等を定めておけば、法第21条に基づかない契約変更は可能となっている。

よって、平成24年度に実施された事業譲渡については、実施要項に契約変更に係る事項をあらかじめ定めていなかったことから、法第21条に基づく手続が必要であったと思料されるが、当該手続は行われていない状況であることから、国土交通省の考え方を以下のとおり確認した。

- 国土交通省は、事業譲渡について、契約変更ではなく契約上の地位の移転という整理²をしていたことから、法第21条の契約変更に該当するとは認識しておらず、国土交通省内の手続のみの処理を行っていた。

事業譲渡に関する事項をあらかじめ、実施要項に示しておく必要があった。

4. サービスの質の維持向上及び経費削減並びに透明性、公平性及び競争性の確保を踏まえた今後の対応について

(資料6-1 2. 議論のポイント 主な論点④)

今後も引き続き、事業譲渡が行われる予定であることを踏まえ、法の趣旨が達成されるように、譲受会社の選定に関する考え方、業務品質確保の基準、暴力団排除の手続³等について、実施要項に反映させ、監理委員会の議を経る必要がある。また、既に契約済みの事業についても同様の取り扱いとすべく、監理委員会の了承を踏まえ、旧建設弘済会等に通知する必要がある。

さらに、譲受者の選定が適切に行われるよう、国土交通省として旧建設弘済会等に対するモニタリング及び助言を行う等、適切な事業譲渡の実施及び業務品質の確保が図れるよう取り組んでいく必要がある。

² 国土交通省は、受注者の合併又は合併と同等と見なし得る事業譲渡等については、契約変更として取り扱っておらず、契約上の地位の移転として整理。

³ 国土交通省は、実施要項に従い、適切に暴力団排除の手続を実施。

旧建設弘済会等の発注者支援業務等からの 計画的撤退に伴う事業譲渡について

■ 国土交通省が発注する発注者支援業務等(発注者支援業務、公物管理補助業務及び用地補償総合技術業務)については、平成22年7月に閣議決定された「公共サービス改革基本方針」に基づき、平成23年度から民間競争入札の対象業務として、市場化テストへの対応を行ってきたところ。

■ 一方、当該「発注者支援業務等」については、民間による競争の促進及び公益法人改革の観点から、原則として、全業務を民間事業者から調達することを目指すこととし、平成22年7月に国土交通大臣より当時の建設弘済会等に対して、当該業務から計画的に撤退することを要請した。

■ 計画的撤退にあたっては、国交省の検討チーム※注1)において、外部有識者の助言を得ながら、旧建設弘済会等の技術・ノウハウ継承と職員の雇用確保方策を含めた検討※注2)がなされ、新設会社及び既存民間会社への事業譲渡という撤退の方向性が、平成23年3月に示されたところ。

■ これに基づき、旧建設弘済会等が受注している業務は、平成24年度後半から事業譲渡が行われている。

※注1)建設弘済会等に係る事業譲渡手法等の課題検討チーム

国土交通副大臣をトップとして、弁護士や公認会計士等の有識者の助言を受け、建設弘済会等の発注者支援業務からの計画的撤退の方向性について、整理とりまとめを実施。

※注2) 検討結果については、『「建設弘済会等に係る事業譲渡手法等の課題検討チーム」整理とりまとめ』として公表し、地方整備局を通じて旧建設弘済会等に通知している。なお、この内容は、対象公共サービスの質の維持向上、経費の削減を図るという公共サービス改革法の主旨と矛盾していない。

＜主なとりまとめの内容＞

- ・ 発注者支援業務等に係るノウハウをできる限り円滑に民間事業者に承継していくこと
- ・ 計画的な撤退に当たって、できる限り職員の雇用を確保すること
- ・ 事業譲渡の形態として、以下の3手法を提示

- ① 新設会社を譲受人として事業譲渡を行う方法
- ② 既存会社を譲受人として事業譲渡を行う方法
- ③ 現物出資して会社を新設し、対価として取得した株式の譲渡を行う方法

- 発注者支援業務等の事業譲渡に関して、国土交通省は、契約上の地位の移転という整理をしていたため、「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」第21条の契約変更に該当するとは認識しておらず、国土交通省内の手続きのみを行っていた。
- 今後の事業譲渡を進めるに当たって、「契約の変更」※注3)、及び「欠格事由」のうち暴力団排除(同法第10条第4項※注4)、同条第6項～第9項、同法第15条)に関する規定への対応について、整理し、報告するもの。

※注3)公サ法 第21条(契約の変更)第2項

国の行政機関等の長等は、前項の規定により契約を変更しようとするときは、官民競争入札等監理委員会の議を経なければならない。

※注4)公サ法 第10条(欠格事由)第4項

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条6号に規定する暴力団員(以下この条において「暴力団員」という。)又は暴力団員ではなくなった日から5年を経過しない者。

公益法人改革、旧建設弘済会等に係る主な経緯

政府からの要請等／旧建設弘済会等の対応	市場化テストの流れ
○「政府関連公益法人の徹底的な見直し」（平成21年12月25日） 行政が公益法人に実施させている事務・事業の徹底的な見直し ○行政刷新会議「事業仕分け第2弾」（平成22年5月24日） 道路、河川、ダムにおける発注者支援業務等について ・実施機関を競争的に決定、不要資産の国庫移管、更なる民間参入促進の方策検討 ○発注者支援業務等の調達に係る改革の方向について（平成22年7月6日） 民間による競争を促進する観点及び公益法人改革の観点から、大臣が発表し、以下の要請を実施。 ・全て民間事業者から調達することを目指し、建設弘済会等は発注者支援業務等から計画的に撤退することを要請。 ○「建設弘済会等に係る事業譲渡手法等の課題検討チーム」整理とりまとめ （平成23年3月10日） 外部有識者の助言を得ながら、以下の視点を踏まえて課題等を取りまとめ ・発注者支援業務等に係るノウハウをできる限り円滑に民間事業者へ承継 ・計画的な撤退に当たって、できる限り職員の雇用を確保 ○建設弘済会等の契約上の地位の移転及び業務実績の継承を認める場合の考え方を整備局あて通知（平成23年3月30日） 上記の検討チームによる指摘を踏まえ、本通知を各地方整備局あてに発出し、さらに整備局より旧建設弘済会等に対しても周知。 ○全ての旧建設弘済会等の総会において、発注者支援業務等からの計画的撤退の方針を決定（平成23年5月） ○全ての旧建設弘済会等の総会にて、撤退の方法及び時期を決定（平成24年5月） ○8つの旧建設弘済会等が一般社団法人に移行（平成25年4月） ○九州地方計画協会が一般社団法人に移行（平成25年8月）	○競争の導入による公共サービスの改革に関する法律 施行 （平成18年7月7日） ○公共サービス改革小委員会 第10回公物管理分科会（平成22年1月29日） ・国土交通省から道路、河川・ダムにおける発注者支援業務等に関するヒアリング ○公共サービス改革基本方針 閣議決定（平成22年7月6日） ・道路、河川・ダムにおける発注者支援業務等について、平成23年度から民間競争入札の導入が決定。 ○第142回、144回、148回、151回入札監理小委員会 （平成22年9月28日、10月12日、11月2日、11月15日） ・道路、河川・ダムにおける発注者支援業務等の実施要項（案）についての審議（パブコメ結果を含む） ○第68回官民競争入札等監理委員会（平成22年11月22日） ・道路、河川・ダムにおける発注者支援業務等の実施要項（案）の審議 ・同日付けで、監理委員会から国土交通大臣あてに実施要項の審議結果が通知される。 平成23年度より、民間競争入札による事業を実施

発注者支援業務等の業務内容

発注者支援業務

業務の概要

河川・道路等の工事の発注及び監督・検査に関わる補助業務。

業務分野	業務内容	民間事業者等の受注シェア
積算技術業務	工事発注用図面、数量総括表、積算資料、積算データ等の作成	21%
技術審査業務	入札契約手続きにおける企業の技術力評価のための審査資料の作成	14%
工事監督支援業務	請負工事の履行に必要な資料作成や施工状況の照合及び確認、工事検査等への臨場、設計図書と工事現場の照合 等	80%



(工事監督支援業務：根固めブロックの材料確認)

公物管理補助業務

業務の概要

河川・道路等の施設管理に関わる補助業務。

業務分野	業務内容	民間事業者等の受注シェア
河川巡視支援業務	河川構造物の点検、不法行為等の確認・報告	35%
河川許可認可審査支援業務	河川の各種占用申請等の審査補助・指導の支援	13%
ダム及び堰・排水機場等管理支援業務	ダム等の機器点検、洪水時、緊急時等のゲート操作補助 等	(ダム管理)33%、 (排水機場)39%
道路巡回業務	道路構造物の点検・確認、不正使用・不法占用点検 等	100%
道路路許可認可審査・適正化指導業務	道路の不正使用・不法占用の指導取締り、各種占用申請等の審査補助・指導の支援 等	24%



(道路巡回業務：不法占用物件等の点検)

用地補償総合技術業務

業務の概要

事業用地内の権利者等に対して用地交渉を行い、土地の提供について理解を得る業務。

業務分野	業務内容	民間事業者等の受注シェア
用地補償総合技術業務	公共用地交渉用資料の作成、権利者に対する公共用地交渉の実施 等	39%

発注者支援業務等にかかる公共サービスの質の維持向上及び経費の削減に向けた取り組み

建設弘済会問題

天下り先である建設弘済会等が、発注者支援業務等の多額の業務を随意契約で独占的に受注

公共調達適正化

- ・平成18年より政府全体で随意契約の見直し
- ・平成22年度から一般競争入札の全面的導入、競争参加資格要件の緩和

「政府関連公益法人の徹底的な見直し」(平成21年12月25日閣議決定)

- ・行政が政府関連公益法人に実施させている事務・事業について「事業性を有するもの、民間企業等の参入を阻害しているものなどについては、民間企業等において実施できないか」等の視点に立って徹底的な見直しを行うこととされた。

以上を踏まえた国土交通省の取組

発注者支援業務等からの撤退要請

- ・公益法人改革(一般社団化など)
- ・民間事業者による競争促進

- ・雇用の確保
- ・業務品質の確保

民間にできるものは民間に

適正な競争環境を醸成

市場化テスト

- ・公共サービスの質の維持向上
- ・経費の削減
- ・透明性、公正性を確保

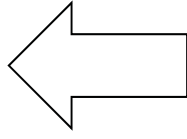
- ・複数年契約の導入
- ・総合評価における評価実績見直し
- ・総合評価における審査ヒアリングの廃止
- ・発注時期の前倒し

- ・地域の特性を考慮した議決方法が選定されるようモニタリング

市場化テストの実施と旧建設弘済会等の事業撤退の2つの施策が相まって、民間事業者のみによる適切な競争環境とそれらの工夫による、より優れた公共サービスの質が確保されるよう国土交通省として取り組む。

譲受会社の選定・品質確保基準の明確化

国民への説明責任



国土交通省

- ・計画的撤退の進捗状況、譲渡方法等について確認

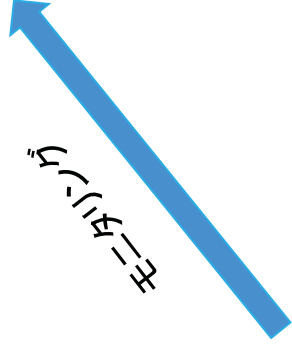
- ・業務の品質を確保するため、技術者及び業務履行体制、及び暴力団排除条項への対応について審査

モニタリング及び助言

情報提供

承諾

申請



第三者委員会(アドバイザー)

- ・譲受会社の選定方法、評価方法
※地域づくり協会等から提供された情報等に基づき検討
- ・譲受会社の評価、選定
- ・譲渡時期

連携

助言

地域づくり協会(旧建設弘済会)等

- ・譲受会社の探索(公募含む)
- ・譲受会社の選定
※マーケットをモニタリングし、参入可能性を検討

- ・履行中業務の権利義務譲渡

事業譲渡以降も、引き続き、民間競争入札を実施するとともに、発注者支援業務等の適正な競争環境を維持するための取り組みを継続して実施

(適正な競争環境が醸成される取組：複数年契約、発注規模の設定、発注時期の前倒し、違法行為等に対する措置等)

譲受会社選定及び業務の品質確保にあたり、各発注者支援業務等の実施要項に、以下を追記するものとし、平成25年度以前に契約している業務については、趣旨を別途通知するものとする。

■実施要項「8. (7)または(8)契約の変更及び解除 2)契約内容の変更」のあとに以下の条文を追加 3) 権利義務の譲渡

平成22年7月の国土交通省要請に基づき、旧建設弘済会等が発注者支援業務等からの計画的撤退を進めるにあたり、受注中の業務について権利義務譲渡申請を行う場合は、以下によるものとする。

① 事業譲渡等を適切かつ円滑に実行するため、法務、財務、労務等の専門分野に係る第三者委員会(アドバイザー)を活用し、譲受会社の選定方法・評価方法、譲受会社の評価・選定、譲渡時期等について助言を受けるものとする。なお、選定過程等の情報は適切に記録・保存するとともに、監理委員会の求めに応じ、譲受会社の選定過程に係る資料を提示するものとする。(公開できない資料が含まれている場合等、必要に応じ、非公開の審議をお願いしたい。)

② 譲渡される業務の品質を確保するため、「建設弘済会等による発注者支援業務等からの計画的な撤退に当たり、建設弘済会等の契約上の地位の移転及び業務実績の承継を認める場合の考え方(平成23年3月30日、国土交通省大臣官房地方課、技術調査課)」に基づき、権利義務譲渡申請については、以下の要件をすべて満たすこと。

- ・ 譲受会社が当該業務の入札が行われた際の競争参加資格要件を具備していること。または、事業譲渡に伴い、競争参加資格要件を具備することが確実であること。

- ・ 当該業務の実施にあたり、譲受会社に承継される人材等や当該譲受会社が有する組織・体制により、旧建設弘済会等における業務履行体制と同程度の体制が構築されること。

※「旧建設弘済会等における業務履行体制と同程度の体制」とは、譲受会社が当該業務を実施する際の管理技術者等の資格、実績、その他の業務の履行体制が、旧建設弘済会等におけるものと同程度であることを言う。

③ 譲受会社については、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平成18年法律第51号。以下「法」という。)第15条において準用する法第10条(第11号を除く)に該当するものでないこと。

■実施要項「11. (1) 対象公共サービスの実施状況等の監理委員会への報告及び公表」のあとに以下の文章を追加 この際、あわせて前年度の事業譲渡の実施状況について報告する。

※ 契約書等との整合性について精査中 ※国土交通省は、実施要項に従い、適切に暴力団排除の手続を実施

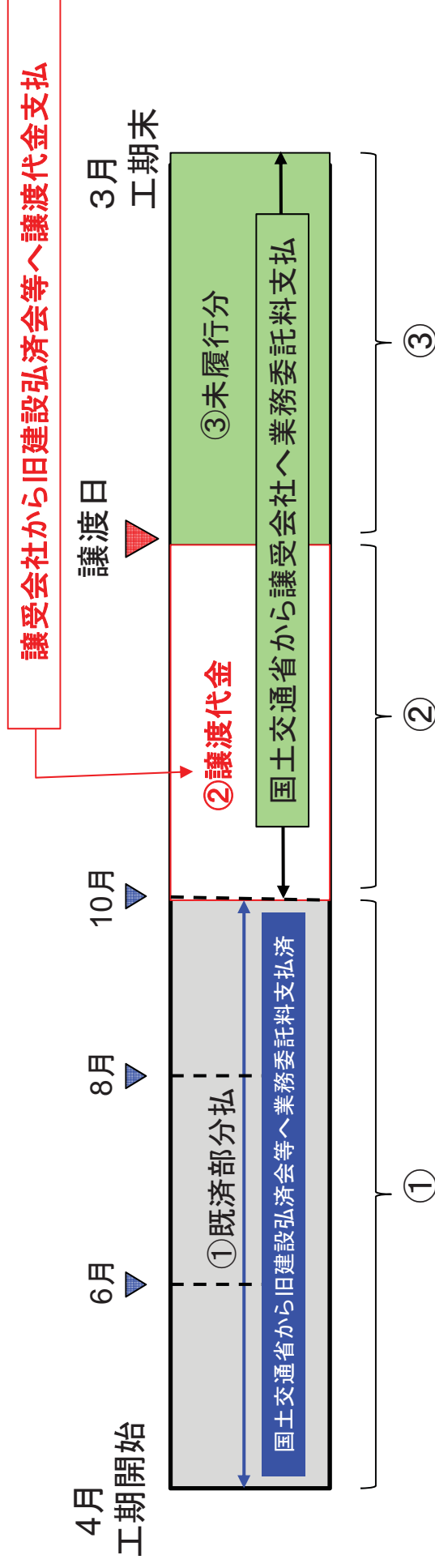
事業譲渡に係る各地域づくり協会等の進捗状況

事業譲渡の方針	第三者委員会(アドバイザー)の活用状況	現在の進捗状況
・官報で公募し、議受人選定委員会で4社を選定	「発注者支援業務等の事業譲渡に伴う議受人選定委員会」 ・弁護士、公認会計士、2名	・平成24年12月、4社に工事監督支援・公物管理・用地業務を譲渡 ・残業務は平成25年12月譲渡予定
・新設会社へ一括譲渡予定 (平成25年7月3日新設会社設立)	「事業展開等検討委員会」 ・弁護士、公認会計士等、9名 「(一社)関東地域づくり協会に係る第三者委員会」 ・弁護士、公認会計士、大学教授等、5名	・平成25年10月に工事監督支援を譲渡予定 ・残業務は、複数年にわたり順次譲渡予定
・新設会社へ一括譲渡予定 (平成25年度中に新設会社設立予定)	「事業譲渡等に関する検討委員会」 ・弁護士、公認会計士等、6名	・平成25年12月に工事監督支援を譲渡予定 ・平成26年度に公物管理業務、平成27年度に積算技術、技術審査業務を譲渡予定
・経営基盤及び受託実績のある既存会社へ譲渡を検討中	第三者委員会の設置について検討中	・まだ検討中であるが、平成25年度中には工事監督支援業務を、以降残業務を平成27年度までに順次譲渡予定
・新設会社へ一括譲渡予定 (平成25年7月31日新設会社設立)	「組織運営等検討委員会」 ・公認会計士、税理士等、9名	・平成25年11月に工事監督支援を譲渡予定 ・残業務についても複数年にわたり順次譲渡予定
・新設会社へ一括譲渡予定 (平成25年9月上旬、新設会社設立予定)	「(社)中国建設弘済会の運営に関する有識者会議」 ・弁護士、公認会計士等、5名	・平成25年10月に技術審査業務以外を譲渡予定 ・技術審査業務の譲渡は未定
・民間企業と共同出資の新設会社へ一括譲渡予定 (平成25年7月31日新設会社設立)	「(社)四国建設弘済会の改革に関する第三者委員会」 ・公認会計士、大学教授等、5名	・平成25年10月に工事監督支援を譲渡予定 ・残業務についても複数年にわたり順次譲渡予定
・民間の実績がある業務は民間会社へ譲渡予定 ・残る業務を新設会社を設立し一括譲渡予定 (新設会社は、平成26年度設立予定)	「事業譲渡に関する有識者委員会」 ・弁護士、公認会計士等、4名	・平成25年度中に公物管理業と用地補償業務を民間会社へ譲渡予定 ・平成26年度以降、残る発注者支援業務を新設会社に順次譲渡予定
・電気通信関係業務は民間会社へ譲渡 ・残る業務の譲渡方法は検討中(未定)	「議受人選定等検討委員会」 ・弁護士、公認会計士等、5名	・平成25年7月31日、電気通信関係業務を民間会社に譲渡 ・他は未定

※ 各協会等の名称は新名称(平成25年9月1日現在)

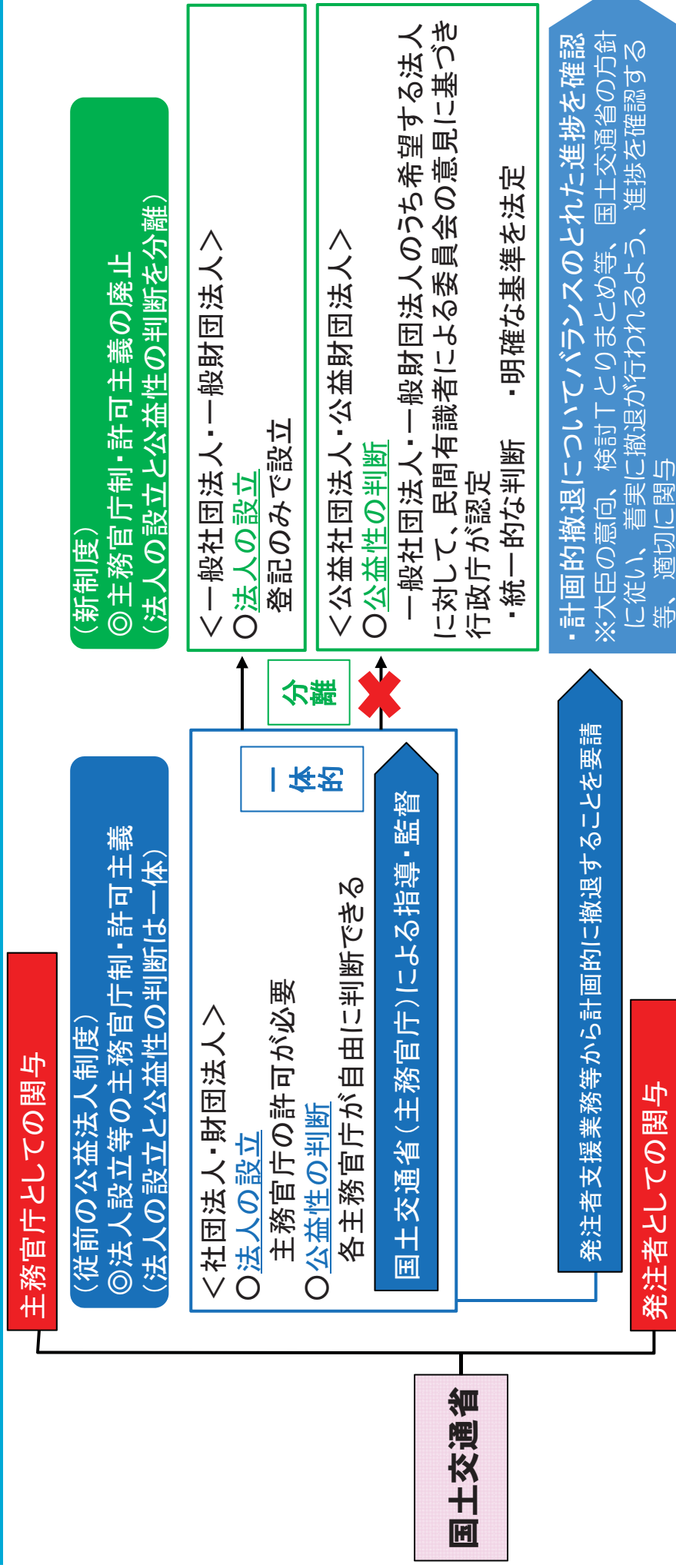
旧建設弘済会等の事業譲渡における譲渡代金の考え方

【譲渡代金の概念図】イメージ



受注金額から、国土交通省から旧建設弘済会等に対し既済部分払いされた額と譲渡日における未履行分の額を除いた額が、譲渡代金となる。(②赤字部分)

- ① 旧建設弘済会等が事業譲渡日以前に履行し、既済の部分払いを受けた金額
(国土交通省から旧建設弘済会等に支払い済みの金額)
- ② 旧建設弘済会等が事業譲渡以前に履行したものうち、債権譲渡に係る譲渡代金
(旧建設弘済会等の国土交通省に対する未収金相当金額)
- ③ 譲受会社が事業譲渡日以降に履行すべき金額



(総則)

※土木設計業務等委託契約書 (H7.6.30制定 建設省厚契発第26号)

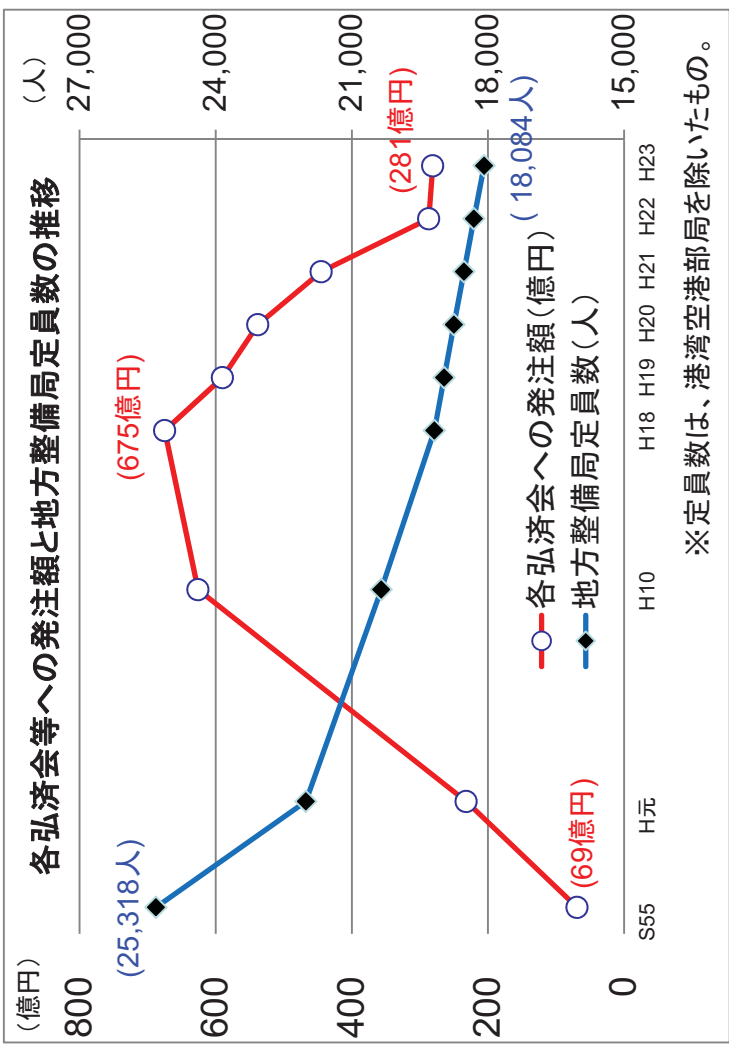
第1条 発注者及び受注者は、この契約書 (頭書を含む。以下同じ。) に基づき、設計図書 (別冊の図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。以下同じ。) に従い、日本国の法令を遵守し、この契約 (この契約書及び設計図書を内容とする業務の委託契約をいう。以下同じ。) を履行しなければならない。

3 発注者は、その意図する成果物を完成させるため、業務に関する指示を受注者又は受注者の管理技術者に対して行うことができる。この場合において、受注者又は受注者の管理技術者は、当該指示に従い業務を行わなければならない。

- 建設弘済会等は、建設事業の円滑な推進を図るための広報活動や講習会等の実施及び地方整備局退職者の福利厚生を図ることを主な目的とする社団法人として、昭和40年前後に設立。
- その後、公共事業の拡大、業務の多様化等により業務量が増大する一方、地方整備局の定員が削減される中で、専門知識や現場経験を有する建設弘済会等は、公共工事の発注・監督の支援や河川・道路等の管理補助等の業務（発注者支援業務等）のアウトソーシングの受け皿として、それらの受注事業を主な業務とするようになってきている。

名 称	所在地	設立時期	職員数		
			プロパー	OB	計
(社)東北建設協会	仙台市	S41.9.1	527 (749)	44 (79)	571 (828)
(社)関東建設弘済会	千代田区	S41.6.16	394 (427)	81 (120)	475 (547)
(社)北陸建設弘済会	新潟市	S42.4.1	341 (511)	39 (58)	380 (569)
(社)中部建設協会	名古屋	S41.9.1	441 (611)	67 (105)	508 (716)
(社)近畿建設協会	大阪市	S38.7.10	471 (563)	49 (94)	520 (657)
(社)中国建設弘済会	広島市	S42.5.1	363 (594)	43 (68)	406 (662)
(社)四国建設弘済会	高松市	S43.9.6	258 (307)	33 (40)	291 (347)
(社)九州建設弘済会	福岡市	S40.2.17	359 (379)	40 (79)	399 (458)
(社)九州地方計画協会	福岡市	S54.24.4	59 (58)	8 (16)	67 (74)
計			3,213 (4,199)	404 (659)	3,617 (4,858)

※職員数については、H24.4.1現在の数であり、括弧内はH19.4.1現在の数。
 なお、事業譲渡の進捗により、職員数・OBともさらに減少している。



※定員数は、港湾空港部局を除いたもの。

「建設弘済会等に係る事業譲渡手法等の課題検討チーム」において、以下が提言された。

- 公共事業の適切な実施のため、これまで建設弘済会等が培ってきた人材・ノウハウは民間企業に確実に継承されることが必要。
- その際、できる限り職員の雇用を確保することが必要。

従来の建設弘済会等

収益事業

【自主事業】

- ・印刷物等販売事業 等
- ・保険事業

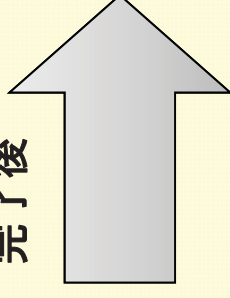
非収益事業（公益事業）

- ・防災事業
- ・調査研究事業
- ・講演会事業 等

【国土交通省から受注していた事業】

- ・発注者支援
- ・公物管理補助
- ・用地補償総合技術

事業譲渡
完了後



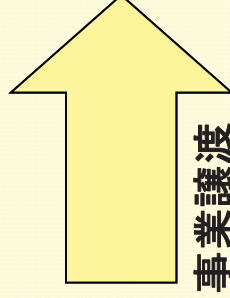
一般社団法人化

8法人が
H25.4./1
に、1法人
がH25.8./1
に移行済み

法人のあり方を見直し
つ、必要な事業を継続

民間企業

事業譲渡
(職員の雇用を
確保し、人材等
を確実に継承)



新公益法人制度への移行期限
(H25.11月)

東北建設協会における事業譲渡の状況

東北建設協会においては、平成24年度後半に、一部の発注者支援業務等の事業譲渡を行った。

東北建設協会における譲受会社の選定にあたっては、外部有識者からなる第三者委員会「譲受人選定委員会」を設置し、譲受会社の探索方法や選定方法等について意見を伺い、東北地域の実情を勘案した上で民間会社への譲渡を前提として、官報公告による公募により、譲受会社を選定する方法で事業譲渡を進めており、その概要は以下の通り。

「発注者支援業務等の事業譲渡に伴う譲受人選定委員会」【委員名簿】

区分	氏名	役職等
委員長	平山 健一	元岩手大学学長
委員	浦井 義光	弁護士
委員	村山 秀幸	公認会計士・税理士
委員	川村 志厚	経営デザイン研究所代表
委員	柴田 健二	日刊建設通信新聞社東北支社長

(1) 譲受会社の選定

譲受人選定委員会において、公募により応募があった10社を対象に、東北建設協会の現状の雇用条件を勘案しつつ、提出資料とヒアリング結果に基づき、18の評価項目を基に総合的に評価を行い、厳正な審査を行った。（評価項目及び評価内容は別添）
その結果、4社を適格者として選定し、選定結果を官報にてお知らせ。

(2) 業務品質確保に関する確認

事業譲渡により譲渡される業務の品質を確保する為、「建設弘済会等による発注者支援業務等からの計画的な撤退に当たり、建設弘済会等の契約上の地位の移転及び業務実績の承継を認める場合の考え方（平成23年3月30日、国土交通省大臣官房地方課、技術調査課）」通知に基づき、譲受会社に承継される人材等や当該譲受会社が有する組織・体制により、建設弘済会等における業務履行体制と同程度の体制が構築されているか、東北建設協会より提出された権利義務譲渡申請を審査し、問題がないと認めた場合に承諾することとして、各発注者（地方整備局事務所）ごとに確認している。

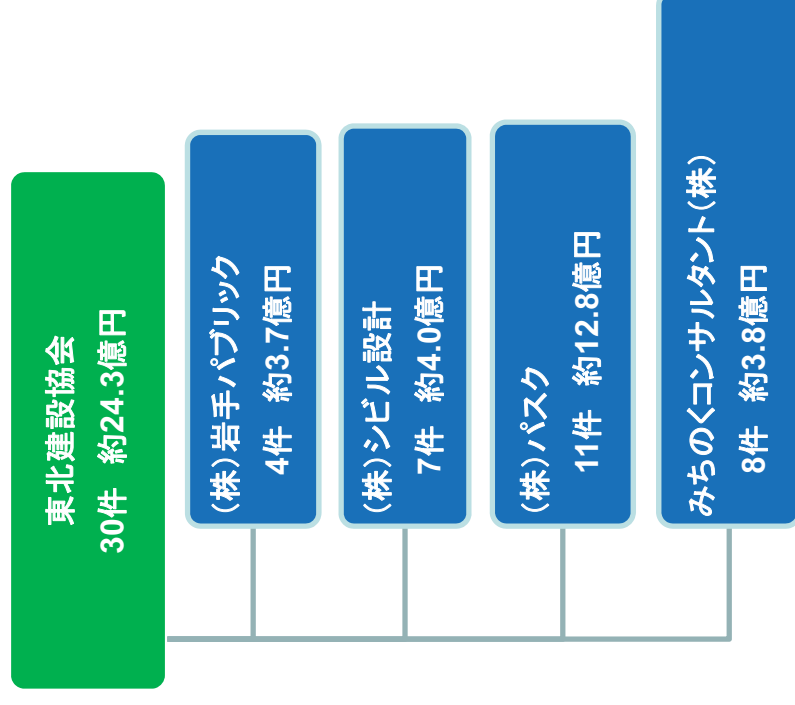
(3) 暴力団排除にかかる審査

東北建設協会受注業務の譲受会社である4社は、事業譲渡年度(平成24年度)に東北地方整備局管内の業務(事業譲渡に関係しない案件)を受注しており、当該業務の落札予定者となった時点で、**暴力団排除条項に基づく審査を受けており、問題が無いことを確認している。**

さらに、国土交通省と警察庁は、「国土交通省が行う公共事業等からの暴力団排除の推進に関する合意書(H24.3.19)」を締結し、各都道府県警本部から暴力団関係業者の情報を逐次入手しており、最新の当該情報とも突き合わせの上、確認を行っている。

(4) 平成24年度の事業譲渡結果

- 上記の手続きを経て、東北建設協会が受注していた発注者支援業務等の一部(30件、総契約額約24.3億円)を譲受会社として選定された**既存民間会社4社に、平成24年12月13日付で事業譲渡。**
- 発注者としても、同等の品質、同等の金額で業務の連続性が確保できたものと考えている。
- 残る業務については、当該4社に対して順次事業譲渡を行う予定。



◆東北建設協会における事業譲渡の経緯

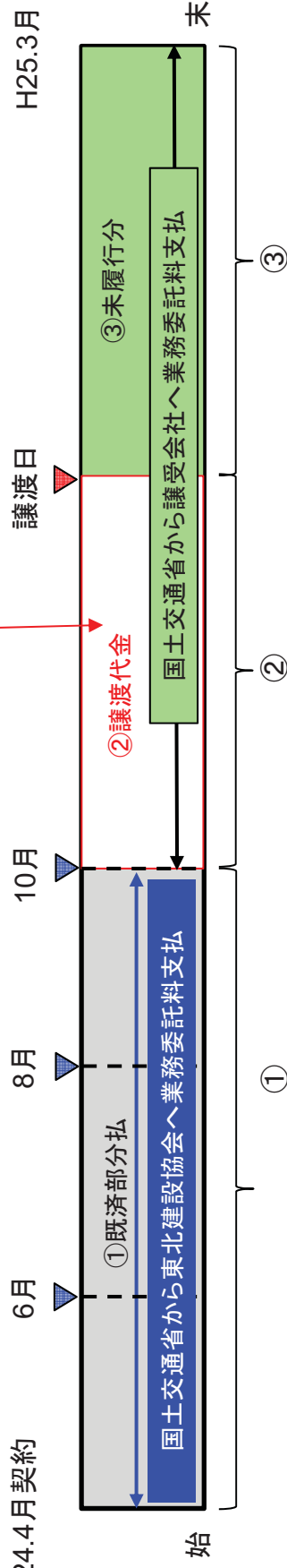
年月日	事 項	内 容
平成24年8月3日	譲受人選定委員会設立	・譲受人の探索 ・選定方法について ・譲受人の評価方法について
平成24年8月17日	官報公告	・事業譲渡につき譲受人募集のお知らせ
平成24年9月27日	譲受人選定委員会	・譲受人として応募があった10者について適格者4社を選定（譲渡対象事業を含む）
平成24年11月1日	官報公告	・譲受人選定結果のお知らせ
平成24年12月3日	事業譲渡契約締結	・譲受人4社と事業譲渡契約を締結
平成24年12月13日	事業譲渡	・譲受人4社に30業務を譲渡、職員171人が転籍

東北建設協会の譲受会社選定における評価項目

東北建設協会の譲受人選定における評価項目及び内容

区分	番号	評価項目	評価内容
会社の基本情報	1	会社の経営理念・経営方針	・経営理念・経営方針が妥当か (東北の歴史・文化・創造、東日本大震災の復旧・復興等)
	2	東北地方における活動の拠点	・譲受希望業務地域内に本社・支店・営業所がある ・業務受注実績の大半が東北地方におけるものである
雇用条件	3	職員が希望する勤務条件への対応方針	・職員が希望する勤務条件(勤務地及び業務)への対応方針が妥当であるか
	4	職員の継続雇用の方針	・職員の継続雇用期間が妥当であるか
	5	受け入れする職員の範囲	・業務受注が縮小した場合の雇用対策が妥当か
	6	管理部門職員の受け入れ方針	・譲渡業務従事職員の雇用人数を満足するか(管理部門除く)
	7	雇用条件	・管理部門職員の受入れ方針は妥当か
	8	協会との取引関係等	・雇用条件は妥当か
	9	CSR(企業の社会的責任)の方針	・不誠実な行為等の有無
会社運営	10	情報管理の方針	・CSR(企業の社会的責任)の規定の有無・取り組み状況 ・情報管理に関する規定の有無、取り組み状況および情報マネジメントシステム(ISMS)導入状況・予定
	11	技術力確保・向上の方針	・社員教育の実施状況、技術マニュアル等整備状況、資格取得支援策の有無、品質マネジメントシステム(QMS)導入状況・予定
業務実績	12	発注者支援業務等の受注実績	・東北地方における発注者支援業務等の受注実績、当協会とのJV受注実績
事業譲渡	13	譲受希望の事業範囲・時期	・譲受希望の業務が事業譲渡の方針に照らして妥当か (譲渡する業務は地域区分毎に一体として譲渡)
	14	譲渡の対価に関する考え方	・譲渡の対価に対する譲受人としての論理構成が妥当か
経営指標	15	財務基盤の強化方針	・純資産の状況と今後の財務基盤の強化方針の妥当性
	16	経営状況・今後の経営見通し	・直近決算における収支状況(営業利益率)及び平成24年度の収支見込(営業利益)
その他	17	金融機関との取引状況	・譲渡後の融資見込(必要資金の調達力)及び借入限度額
	18	その他必要事項	・その他事業譲渡において必要な事項の提案の有無

【譲渡代金の概念図(単年度契約の場合)】イメージ



- ① 東北建設協会が事業譲渡日以前に履行し、既済の部分払いを受けた金額
(国土交通省から東北建設協会に支払い済みの金額)
- ② 東北建設協会が事業譲渡日以前に履行したもののうち、債権譲渡に係る譲渡代金
(東北建設協会の国土交通省に対する未収金相当金額)
- ③ 譲受会社が事業譲渡日以降に履行すべき金額

【譲受会社4者の譲渡代金】

(株)岩手パブリック
受注件数: 4件
受注金額: 約3.7億

(株)シビル設計
受注件数: 7件
受注金額: 約4.0億

(株)パスク
受注件数: 11件
受注金額: 約12.8億

みちのくコンサルタント(株)

受注件数: 8件
受注金額: 約3.8億

※「受注金額」は、東北建設協会が、国土交通省から受注した30件の発注者支援業務等の受注額の総計である。但し、設計共同体で受注している場合は、同協会の出資比率分のみが対象。

約2.9億 約0.3億 約0.5億

約1.7億 約0.4億 約1.9億

約7.5億

約2.1億 約0.7億 約1.0億

約1.1億 約4.2億

受注金額から、国土交通省から東北建設協会に対し既済部分払いされた額と譲渡日における未履行分の額を除いた額が譲渡代金となる。(赤字部分)

東北建設協会の権利義務譲渡における審査事例①

【事例1】管理技術者が譲受会社へ転籍し、承継業務をそのまま履行するケース

業務名	秋田角館地区監督官工事監督支援業務
発注機関	東北地方整備局 秋田河川国道事務所
譲受会社	(株)シビル設計

			譲渡前		譲渡後		備考
			内容		内容		
管理技術者 (資格・実績)	①	氏名		A	A (譲渡前と同一人物)		
	②	資格要件	技術者資格等	1級土木施工管理技士	同左		
	③	専門技術力	平成13年度以降の同種又は類似業務実績	【同種】発注者支援業務 平成22年度 秋田角館地区監督官工事監督支援業務	同左		
	④	参加資格要件	手持ち業務量	4億円かつ10件以下 (0件・0円)	4億円かつ10件以下 (1件・54, 600千円)		
	⑤	情報収集力	地域精通度	事務所管内における③の同種業務実績あり	同左		
履行体制 (担当技術者)	⑥	担当技術者の配置数		2名	同左	担当技術者は譲受会社に全員転籍し、当該業務にそのまま従事することとなったため、実質的に履行体制は業務承継前と変更がない。	
	⑦	代替要員の配置数		1名	同左		
	⑧	専門技術力	担当技術者の平成13年度以降の同種又は類似業務実績	【同種】発注者支援業務 平成22年度 秋田角館地区監督官工事監督支援業務	※同じ技術者が再配置された		

東北建設協会の権利義務譲渡における審査事例②

【事例2】承継前と異なる管理技術者が業務を引き継ぎ履行するケース

業務名	岩手河川国道道路許可適正化業務
発注機関	東北地方整備局 岩手河川国道事務所
譲受会社	(株)岩手パブリック

			譲渡前		譲渡後		備考
			内容		内容		
管理技術者 (資格・実績)	①	氏名		B	C(譲渡前と異なる技術者)		担当技術者は譲受会社に全員転籍し、当該業務にそのまま従事することとなったため、実質的に履行体制は業務承継前と変更がない。
	②	資格要件	技術者資格等	1級土木施工管理技士	1級土木施工管理技士		
	③	専門技術力	平成13年度以降の同種又は類似業務実績	【同種】公物管理補助業務 平成22年度 三陸国道管内道路許可適正化業務	【同種】公物管理補助業務 平成21年度 岩手管内道路許可審査確認業務		
	④	参加資格要件	手持ち業務量	4億円かつ10件以下 (0件・0円)	4億円かつ10件以下 (1件・38,745千円)		
	⑤	情報収集力	地域精通度	事務所管内における③の同種業務実績あり	事務所管内における③の同種業務実績あり		
履行体制 (担当技術者)	⑥	担当技術者の配置数		5名	同左		
	⑦	代替要員の配置数		0名 ※代替要員は配置していない	同左		
	⑧	専門技術力	担当技術者の平成13年度以降の同種又は類似業務実績	【同種】公物管理補助業務 平成22年度 岩手管内(盛岡・水沢地区)道路巡回・道路許可適正化業務		※同じ技術者が再配置された	

九州地方計画協会における事業譲渡の状況

九州地方計画協会においては、平成25年7月末に、一部の発注者支援業務等の事業譲渡を行った。

九州地方計画協会の事業譲渡にあたっては、外部有識者からなる第三者委員会「譲受人選定等検討委員会」を設置し、事業譲渡手法、譲受人候補の評価等について意見を伺いながら進めているところ。

当協会では、今年度電気通信関係業務から早期に撤退するため、現在受注している1件の電気通信関係の発注者支援業務を事業譲渡すべく手続きを進めてきたところであり、その概要は以下のとおり。

【譲渡対象業務】平成24・25年度 鹿児島国道管内電気通信関係積算技術業務

(工期：H24.4/1～H26.3/31、受注金額：27,510千円)

(1) 譲受会社の選定

① 電気通信関係業務の事業譲渡については民間会社への公募により実施

- ・譲受人を官報により公募 (H25.4/10 ～4/24)

② 応募があった1社に対し厳正な審査を実施

- ・応募があった1社（(株)明日香コンサルタント(本社：広島市)）を対象に「譲受人選定等検討委員会」において、資格要件、譲渡後の適切な業務履行の確実性、職員の雇用条件、経営状態等、厳正な審査を行い譲受会社として選定。

(社)九州地方計画協会 譲受人選定等検討委員会【委員名簿】

区分	氏名	役職等
委員長	江崎 哲郎	九州大学特任名誉教授
委員	池本 裕之	西日本シティ銀行 執行役員 法人ソリューション部長
委員	後藤 昭文	社会保険労務士
委員	中村 義治	公認会計士・税理士
委員	前田 恒善	弁護士

(2) 業務品質確保に関する確認

事業譲渡により譲渡される業務の品質を確保する為、「建設弘済会等による発注者支援業務等からの計画的な撤退に当たり、建設弘済会等の契約上の地位の移転及び業務実績の承継を認める場合の考え方(平成23年3月30日、国土交通省大臣官房地方課、技術調査課)」通知に基づき、譲受社に承継される人材等や当該譲受会社が有する組織・体制により、旧建設弘済会等における業務履行体制と同程度の体制が構築されているか、九州地方計画協会より提出された権利義務譲渡申請(本件では「業務委託契約承継承諾願」)を審査し、問題がないことを確認し承諾している。

(3) 暴力団排除にかかる審査

応募のあった(株)明日香コンサルタントは、事業譲渡年度(平25年度)に九州地方整備局管内の業務を受注しており、業務の落札予定者となった時点で、暴力団排除条項に基づく審査を受けており、問題が無いことを確認している。

さらに、国土交通省と警察庁は、「国土交通省が行う公共事業等からの暴力団排除の推進に関する合意書(H24.3.19)」を締結し、各都道府県警本部から暴力団関係業者の情報を逐次入手しており、最新の当該情報とも突き合わせの上、確認を行っている。

- 上記の手続きを経て、九州地方計画協会が受注していた発注者支援業務「平成24・25年度 鹿児島国道管内電気通信関係積算技術業務」を、譲受社として選定された(株)明日香コンサルタントに、平成25年7月31日付で事業譲渡。

- なお、残る発注者支援業務等の事業譲渡方法については、現在検討中である。

九州地方計画協会における事業譲渡検討の経緯

年月日	事項	内容
平成24年11月5日	譲受人選定等検討委員会設立(第1回)	・譲受人選定にあたっての主要検討事項の整理 ・新設(職員)会社への事業譲渡の方途あるいは可能性についての検討
平成24年11月26日	譲受人選定等検討委員会(第2回)	・既存民間会社への事業譲渡対象業務の概要整理(電気通信関係業務)
平成24年12月10日	譲受人選定等検討委員会(第3回)	・譲受人選定における評価項目について ・新設(職員)会社への事業譲渡の可能性等について
平成25年1月22日	譲受人選定等検討委員会(第4回)	・電気通信関係業務に係る譲受人の公募等について
平成25年2月8日、平成25年2月27日	譲受人選定等検討委員会(第5回、6回)	・官報公告(案)の確認等 ・新設(職員)会社への事業譲渡の可能性等について
平成25年4月10日	譲受人選定等検討委員会(第7回)	・(社)九州地方計画協会の事業譲渡における譲渡先の選定方法についての見解(案) ※第3～6回までにおいて、「新設(職員)会社への事業譲渡の可能性」というテーマで検討していたが、結論を得ることができず、テーマを変えて検討開始
平成25年4月10日	官報公告	・電気通信関係業務に係る譲受人募集のお知らせ
平成25年5月7日	譲受人選定等検討委員会(第8回)	・電気通信関係業務に係る譲受人公募の結果について ・(社)九州地方計画協会の事業譲渡における譲渡先の選定方法についての見解(案)
平成25年6月26日	譲受人選定等検討委員会(第9回)	・(社)九州地方計画協会の事業譲渡における譲渡先の選定方法についての見解(案) ・新設会社の事業計画について
平成25年7月25日	譲受人選定等検討委員会(第10回)	・(社)九州地方計画協会の事業譲渡における譲渡先の選定方法についての見解(案)に関する答申
平成25年7月31日	事業譲渡	・電気通信関係業務について譲受会社1社に1業務を譲渡、職員2人が転籍

九州地方計画協会の譲受会社選定評価項目及び内容

九州地方計画協会の電気通信関係業務の譲受人選定評価項目及び内容

区分	番号	評価項目	評価内容
会社の基本情報	1	会社の経営理念・経営方針	経営理念・経営方針が妥当か（譲受業務の継続、品質確保、社会貢献、CSR(企業の社会的責任)）
	2	九州地方における活動	・九州または中国地方に本社・支店・営業所等事業活動の拠点がある(電通業務の市場規模が小さいことから中国地方までエリアを広げる) ・九州で電気電子部門での建設コンサルタント登録をしているか ・九州で電気通信工事関係の発注者支援業務実績があるか
	3	契約上の地位の移転要件	譲渡等の対象となる業務について九州地方整備局の入札が行われた際の競争参加資格要件を具備しているか（※業務履行体制については、担当者が譲渡移籍することで確保される）
会社運営	4	譲渡業務と同種業務の取組み姿勢	譲渡業務と同種の業務についての、今後の受託等の取組み方針は妥当か(電通関係発注者支援業務の取組み姿勢、見通し)
	5	情報管理の方針	情報管理に関する規程の有無、取組み状況
	6	受け入れする職員の範囲	譲渡移籍予定者を満足するか
雇用条件	7	職員が希望する勤務条件への対応方針	職員が希望する勤務条件(勤務地及び業務)への対応方針が妥当であるか
	8	職員の継続雇用の方針	・業務受注が縮小した場合の雇用対策が妥当か ・職員の継続雇用期間の見通し(少なくとも5年以上)
	9	雇用条件	雇用条件、労働環境は妥当か(処遇は移籍前の現在と同等。ただし譲受企業の雇用条件を考慮する)
技術力	10	技術力確保・向上の方針	社員教育の実施状況、技術マニュアル等整備状況、資格取得支援策の有無
事業譲渡	11	譲受希望の内容・時期	譲受希望業務が事業譲渡の方針に照らして妥当か
	12	譲渡の対価に関する考え方	譲渡の対価に対する譲受人としての論理構成が妥当か
経営指標	13	財務基盤	純資産の状況（今後の経営に問題はないか）
	14	経営状況・今後の見通し	直近決算における収支状況(営業利益率)及び平成24年度の見込み(営業利益)
	15	その他必要事項	暴力団との関係がないか、事業譲渡における必要な事項の提案があるか、等

九州地方計画協会の権利義務譲渡における審査

権利義務譲渡における業務の品質を確保するため、発注者は人材、業務履行体制を確認している。
なお、本件は管理技術者が譲受会社へ移籍し、承継業務をそのまま履行しているケースである。

業務名	鹿児島国道管内電気通信関係積算技術業務
発注機関	九州地方整備局 鹿児島国道事務所
譲受会社	(株)明日香コンサルタント

			譲渡前	譲渡後	備考
			内容	内容	
管理技術者 (資格・実績)	①	氏名	A	A(譲渡前と同一技術者)	
	②	資格要件	技術者資格等	同左	
	③	専門技術力	平成13年度以降の同種又は類似業務実績	同左	
	④	参加資格要件	手持ち業務量	4億円かつ10件以下 (0件・0円)	
	⑤	情報収集力	地域精通度	同左	
履行体制 (担当技術者)	⑥	担当技術者の配置数		1名	担当技術者は譲受会社に移籍し、当該業務にそのまま従事することとなったため、実質的に履行体制は業務承継前と変更がない。
	⑦	代替要員の配置数		0名 ※代替要員は配置していない	
	⑧	専門技術力	担当技術者の平成13年度以降の同種又は類似業務実績	※同じ技術者が再配置された	

(案)

平成 25 年 9 月 日
国 官 地 第 ○－1 号
国 官 技 第 ○－1 号

各地域づくり協会等 理事長 あて
(※東北の例：
(一社)東北地域づくり協会 理事長 殿)

国土交通省 大臣官房 地方課長
技術調査課長

発注者支援業務等からの計画的撤退に伴い権利義務の譲渡を行う場合の
取り扱いについて

貴協会におかれましては、平成 22 年 7 月の国土交通大臣からの発注者支援業務等からの計画的撤退の要請を踏まえ、当該業務からの撤退に向けた取り組みを着実に進めていただいているところですが、当該事業が、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成 18 年法律第 51 号。以下「法」という。）第 7 条に規定される公共サービス改革基本方針において民間競争入札の対象として選定された公共サービスであることから、撤退に当たって、権利義務譲渡を行う場合の取り扱いについて、別添のとおり地方整備局あて通知したところです。

つきましては、貴協会が発注者支援業務等の事業譲渡を行うに当たりましては、地方整備局と十分調整のうえ、対応いただくようお願いします。

(案)

平成 25 年 9 月 日
国 官 地 第 ○ 号
国 官 技 第 ○ 号

各地方整備局 総務部長 あて
企画部長 あて

(※東北の例：

東北地方整備局 総務部長 殿
企画部長 殿)

国土交通省 大臣官房 地方課長
技術調査課長

各地域づくり協会等による発注者支援業務等からの計画的撤退に伴い権利
義務の譲渡を行う場合の取り扱いについて

各地域づくり協会等においては、平成 22 年 7 月の国土交通大臣からの発注者支援業務等からの計画的撤退の要請を受け、『「建設弘済会等に係る事業譲渡手法等の課題検討チーム」整理とりまとめ』に基づき、当該業務からの撤退に向けた取り組みを着実に進めているところであるが、発注者支援業務等が競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成 18 年法律第 51 号。以下「法」という。）第 7 条に規定される公共サービス改革基本方針において民間競争入札の対象として選定された公共サービスであることを踏まえ、法の趣旨が達成されるように、サービスの質の維持向上及び経費削減並びに透明性、公正性及び競争性を確保するという観点から、権利義務譲渡を行う場合の取り扱いについて、別紙のとおり定めたので通知する。

(別紙)

○権利義務の譲渡

平成 22 年 7 月の国土交通省要請に基づき、旧建設弘済会等が発注者支援業務等からの計画的撤退を進めるにあたり、受注中の業務について権利義務譲渡申請を行う場合は、以下によるものとする。

① 事業譲渡等を適切かつ円滑に実行するため、法務、財務、労務等の専門分野に係る第三者委員会（アドバイザー）を活用し、譲受会社の選定方法・評価方法、譲受会社の評価・選定、譲渡時期等について助言を受けるものとする。なお、選定過程等の情報は適切に記録・保存するとともに、内閣府官民競争入札等監理委員会の求めに応じ、譲受会社の選定過程に係る資料を提示するものとする。

② 譲渡される業務の品質を確保するため、業務発注担当部署は「建設弘済会等による発注者支援業務等からの計画的な撤退に当たり、建設弘済会等の契約上の地位の移転及び業務実績の承継を認める場合の考え方（平成 23 年 3 月 30 日、国土交通省大臣官房地方課、技術調査課）」に基づき、権利義務譲渡申請については、以下の要件をすべて満たすこと。

- ・ 譲受会社が当該業務の入札が行われた際の競争参加資格要件を具備していること。または、事業譲渡に伴い、競争参加資格要件を具備することが確実であること。
- ・ 当該業務の実施にあたり、譲受会社に承継される人材等や当該譲受会社が有する組織・体制により、旧建設弘済会等における業務履行体制と同程度の体制が構築されること。

※「旧建設弘済会等における業務履行体制と同程度の体制」とは、譲受会社が当該業務を実施する際の管理技術者等の資格、実績、その他の業務の履行体制が、旧建設弘済会等におけるものと同程度であることを言う。

③ 譲受会社については、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成 18 年法律第 51 号。以下「法」という。）第 15 条において準用する法第 10 条（第 11 号を除く）に該当するものでないこと。